## 地域子ども・子育て支援事業の記載事項の追加について

# ●追加の理由

地域子ども・子育て支援事業は、13 事業が規定されており、『養育支援訪問事業』と併せて、子ども・子育て支援法第 59 条第 8 項に 規定される事業として、『子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業』が規定されている。

現計画は、『子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業』の記載がないため追加で記載を行う。

## 【参考】地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

●追加の内容		
ページ	見直し後	見直し前
35	6 養育支援訪問事業	6 養育支援訪問事業 支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育にむけた指導や助言を行い、子育て支援を行う事業。
40	(6) 養育支援訪問事業  ■算出方法 (略) ■量の見込み (略) ■確保方針 (略)  ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 要保護児童対策地域協議会として設置している「岸和田市子育て支援地域協議会 (児童虐待防止ネットワーク部会)」において、児童虐待の早期発見・早期対応、要保護児童及び要支援児童とその保護者、特定妊婦の支援を適切に実施するため、子育て支援に関わる機関の連携を密に図ります。 また、関係機関に対する研修を実施し、専門性の強化を図ります。	(6) 養育支援訪問事業 ■算出方法 ・養育支援訪問事業は支援が必要な世帯に実施しているため、新生児数(O歳人口推計)及び平成24年度及び平成25年度の実績から算出しています。 ■量の見込み (略) ■確保方針 ・養育支援が必要な世帯については、従来通り実施していきます。

# 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(概要)

#### 1. 事業の目的

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

### 2. 事業の内容

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

- (1)調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等
  - ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
  - ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
  - ③ ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
    - ・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等
- (2) ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

#### 【参考】岸和田市子育て支援地域協議会設置要綱

(目的及び設置)

- 第1条 岸和田市の子育て支援にかかわる機関が連携を密にし、要保護児童の適切な保護並びに要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定による要保護児童対策地域協議会として、岸和田市子育て支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (事業)
- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行う。
  - (1) 障害のある子どもの支援に係る機関等との連携に関すること。
  - (2) 子どもの虐待防止に係る機関等との連携に関すること。
  - (3) 養育問題を抱える家庭の支援に係る機関等との連携に関すること。
  - (4) 特定妊婦の支援に係る機関等との連携に関すること。
  - (5) 子育でに関する諸問題の実態把握に関すること。
  - (6) 子育て支援を推進するための研修の実施及び広報啓発に関すること。
  - (7) その他子育てに係る諸問題の解決のために必要な事項に関すること。